



平成16年4月1日から

児童手当が小学校3年生まで拡大されます



平成16年4月1日から児童手当制度が拡充されました。支給対象年齢が、現在の義務教育就学前(6歳到達後の年度末)までから、小学校第3学年終了前(9歳到達後最初の年度末)まで拡大されます。

新たに、児童手当等を受けようとされる児童の保護者の皆様については、町の窓口(公務員の方は勤務先)で、認定請求等の手続きが必要となります。

なお、改正に伴う新規請求等は、法施行日より、平成16年9月30日までに受付けたものに関し、特例的に4月1日(または支給要件に該当した日)にさかのぼって支給されます。

平成16年度小学校入学児童等の保護者の皆様

(平成9年4月2日生まれ～平成10年4月1日生まれ)

平成16年3月31日まで、当該児童に係る児童手当等を支給していた保護者の方は、特段の手続きは必要ありません。(児童手当等は4月以降も引き続き支給されます。)

上記に該当しない保護者の方で、受給資格がある場合は、認定請求書又は額改定認定請求が必要となります。

平成16年度小学校2・3年生児童等の保護者の皆様

(平成7年4月2日生まれ～平成9年4月1日生まれ)

現在、児童手当等を受給されていない保護者の方は認定請求書、現在すでに児童手当等を受給されている保護者の方は額改定認定請求書等が必要となります。

なお、請求書のほか、認定に必要な添付書類は、

- ・年金加入証明書等(申請者が厚生年金加入者の場合)
- ・所得証明書(当該市町村にその年の1月1日に住所がなかった場合)
- ・請求書の銀行等及び支店名及び口座番号など(郵便局は除く)

(注)所得が一定以上の場合、児童手当等が支給されない場合があります

この手続き等につきましては、4月下旬各地区の小学校1年生・2年生・3年生の児童に請求書等を配布します。=

問合せ先 町役場総合窓口課児童手当係 (72 1114)

= 児童手当制度の概要 =

児童手当制度のしくみ

1 手当の種類(児童手当法上の区分)

【3歳未満の児童】

児童手当

特例給付(法附則第6条給付)

所得により児童手当を受けられないサラリーマン(厚生年金に加入している方)等の特例として、所得が一定額未満の場合に限って、児童手当と同額の給付が支給されます。

【3歳以上9歳到達後最初の3月31日までに児童(小学校第3学年終了前の児童)】

小学校第3学年終了前特例給付(法附則第7条給付)

3歳未満の児童の児童手当に相当します。

小学校第3学年終了前特例給付(法附則第6条給付)

3歳未満の児童の特例給付(法附則第6条給付)に相当します。

2 支給対象

児童手当は、9歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(小学校第3学年終了前の児童)を養育している方に支給されます。ただし、前年(1月から5月までの月分の手当については前々年)の所得が一定以上の場合には、児童手当等は支給されません。

3 支給額

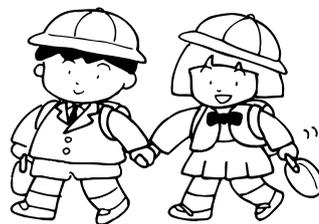
第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子以降 10,000円

4 支払時期

児童手当等は、原則として毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

5 所得制限限度額

所得には一定の控除があります。また、所得制限限度額は年によって変更されることがありますので、詳しくは総合窓口課児童手当係までお問い合わせ下さい。



16年度保育所保育料を 引き下げます！

町では、現在の経済情勢や少子化に対応し、次代を担う子どもの健やかな成長を願い、皆さん方の子育てを支援するために、平成16年度4月より、保育料を引き下げます。

保育料は国の徴収基準額を基礎に、前年度の所得税額により、児童の年齢ごと7つの階層に設定されております。保育料は、一般財源や地方交付税とともに、保育所運営のための財源となりますので、期日までの納入も併せてお願いいたします。

納入方法 原則として口座引き落とし
納入期日 毎月末、但し12月のみ27日
保育料基準表は、5月号に掲載します。

ホリデー保育（休日保育）

実施のお知らせ

町では、子どもたちが健やかに成長することを願うと共に、若い人たちが安心して子どもを産み育てられるよう推進しています。

母親の就労形態、その他の都合により日曜日・祝祭日に家庭で子どもをみられない場合、専門の保育士・協力員がお子様をお預かりして保育いたします。



左記のとおり実施していますので、利用して下さい。

【対象児童】 富士河口湖町に在住する満1歳以上の就学前児童

【保育日及び時間】 日曜日、祝祭日
(12月28日、1月6日の期間を除く)

【実施場所】 船津保育所(〒20007)

【利用料】 4時間以内2000円

4時間を超え1時間毎500円

但し、兄弟姉妹で利用の場合、2人目からは半額となります。

【持参するもの】 昼食 その他保育に必要なもの

【申込方法】 「ホリデー保育利用申込書」による

【申込み先】 福祉推進課及び各保育所

【問合せ先】 町福祉推進課児童福祉係
(72 6028)

「一日保育士体験」から

近年の児童福祉法の改正や次世代育成支援という動きの中で、保育所には地域に根ざした児童福祉施設としての期待が高まっています。そんな中、山梨県保育所連合会では、このような状況の中で、地域住民の皆さんに保育所の活動内容、保育士の仕事について体験をおとして理解を深めていただくこと、「一日保育士体験」を行いました。町内の保育所でも、七つの保育所で10名の皆さんが保育士体験を行いました。



体験をされた方の感想の一部を紹介します。

「1歳児や2歳児は動きが早く、何をするのかわからない目の離せない年齢。12名の子どもに2名の保育士では一人一人の子どもに手が足りない気がしました」



を感じました」

「保育士の仕事は、安全管理をしながら、一人一人の園児の個性を把握し、健康な成長発達を支える重要な仕事だと実感できました」

「約6年ぶりに子供さんと一緒にリトミックをしましたが、子どもの可能性のようなもの

【一日保育士体験者】

渡辺 勝子

(定和田保育所)

流石 和美

(勝山保育所)

窪田 明子

(船津保育所)

藤巻 新子

(船津保育所)

宮下よし美

(船津保育所)

半田 千秋

(勝山保育所)

堀内貴代美

(天石保育所)

渡辺 美樹

(天石保育所)

宇野 満子

(こもも保育所)

三浦 恵

(小立保育所)



4月29日は町民皆歩の日

「健康づくり」は歩くことから始まります。

富士河口湖町では4月29日を『町民皆歩の日』と定め、ウォーキング大会を行います。

健康づくりのために、大勢の方のご参加をお願いします。

とき 4月29日(木・みどりの日)

ところ 八木崎公園広場

受付：午前8時30分～

出発式：午前9時00分～

午前9時30分スタート

持ち物 お弁当、水筒、おやつ、雨具など

コース 八木崎公園 コーナーハウス交差点 河口湖交番 河口湖ウォーキングトレイル 小曲岬 産屋ヶ崎 河口湖大橋 ウォーキングトレイルへ 八木崎公園 富士御室浅間神社(ゴール/6.5km、帰路マイクロバス便あり)

ゴール地で甲斐の勝山流鎧馬祭りが行われています。

問合せ先 教育委員会社会体育係(73-1220)



町民皆歩の日制定宣言

健康は、食事、運動、休養の三要素の調和のうえに築かれるものであり、「自分の健康は自分で守る」をテーマに健康のためのウォーキングを推進し、各地区にモデルコースを設置いたしております。

今後は「ウォーキングの町河口湖」づくりのため町民皆歩の日を制定し、心身共に健康な町づくりの推進と歩くことにより多くの人々とのふれあいを通して親愛を深める。又、地球温暖化防止のために歩く運動を住民に広く奨励し積極的に推進する。

河口湖ウォーキング協会・会員募集!

河口湖ウォーキング姿がめっきり多くなりました。

時おり「どうすれば会員になれますか」と聞かれますが、むずかしい手続きや資格は一切ありません。



近くの会員か、教育委員会社会体育係(電話73-1220)に申し込んでください。

年会費は、1,000円。定例行事は、毎月1回県内各地を10キロぐらい楽しく歩きます。

河口湖ウォーキング協会が子どもたちの安全確保に一役!

全国各地で小学生などを襲う不審者による事件が多発しており、1月号の広報誌で紹介しましたが、その対策として町教育委員会では、町内小中学生全員に防犯ベルを配り、安全確保の対策をとっています。

このような状況の中で、河口湖ウォーキング協会(中村謹吉会長)の中から、日中歩いているコースと時間を子ども達の下校時に、通学路を歩こうとの意見が船津支部から出され、船津地区ではすでに実行していただいております。

これを受けて、ウォーキング協会では会合を持っていただき、旧河口湖すべての地区で対応していただけることになりました。

今年も実施します!

富士桜ミツバツツジまつり

富士河口湖町に春の幕開けを告げる「富士桜ミツバツツジまつり」。町民の皆さんも、ご家族や知人・親戚の方々を誘ってお出でください。お待ちしております。

イベント内容の紹介

オープニングセレモニー、富士桜・ミツバツツジの鑑賞、甘酒、桜湯サービス、ニジマスつかみ取り、富士桜苗木プレゼント、わた菓子・ポップコーンプレゼント、丸太切り体験、カルチャースクール(木工クラフト)、薬草・山野草ガイド、特産品ショップ、盆栽、苗木の販売、クロージングセレモニー

【姉妹村芦川村の特産品販売もあります(コンニャク・ワサビ漬け・ホウレン草など)】



河口湖環境整備計画 (基本計画) が策定されました。

平成 15年 7月から 16年 3月にかけて、計 5回開催された河口湖環境整備計画策定委員会 (委員長：山梨大学 砂田教授)での協議の結果、この度、河口湖環境整備計画 (基本計画) がとりまとめられましたので、その概要をお知らせします。

河口湖環境整備計画とは

この計画は、一級河川河口湖の湖岸整備及び湖面利用等について、自然環境に配慮しながら今後の河口湖及び周辺の目指すべき将来像を描き、秩序ある魅力的な河川空間創出のための具体的な取り組みについて提案するものです。

今回は、本計画の骨子となる基本計画について、地元行政、学識者、環境・教育・福祉関係者、湖面利用者等のご協力を頂き、一級河川河口湖ばかりでなく、湖の周辺環境も含んだ幅広い観点から様々な立場でのご意見を取りまとめました。



河口湖の将来像

安全で豊かな営みを支えつつ、自然の恵みを活かした エコミュージアム河口湖

水害のない河川整備をめざすことにより、地域の人々に安定した豊かな暮らしを提供していきます。

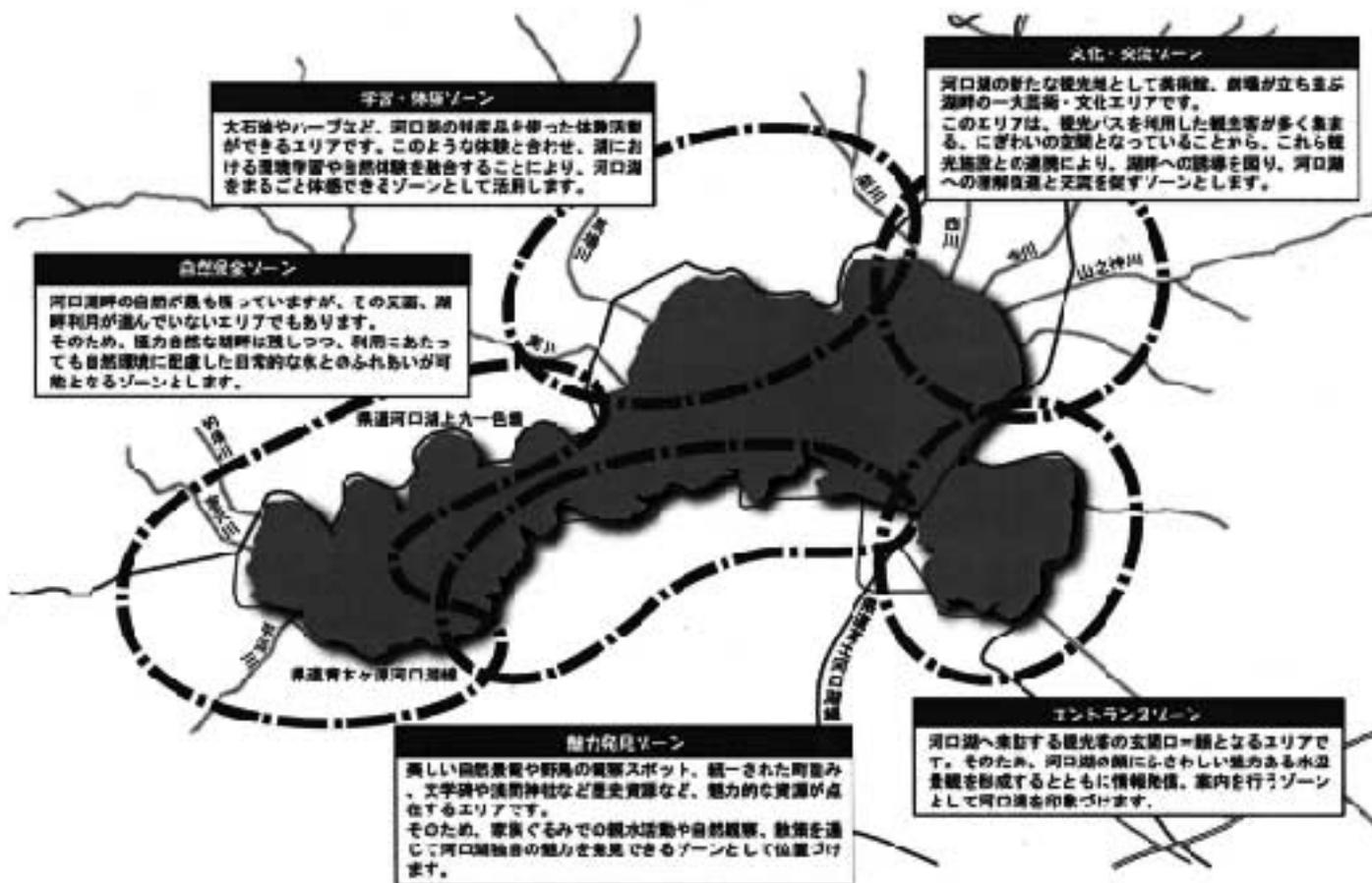
さらに、富士山や特徴ある湖畔の自然・文化資源を活かした、箱物に頼らない環境整備と活動展開を“エコミュージアム”として位置づけます。

これにより、新たな観光(地域活性化)を誘導し、地域住民にも愛される河口湖をめざします。

基本方針と取り組み内容

方針 1： 河口湖の豊かな暮らしを提供する 安全な川・湖づくり	河口湖の治水対策の推進 流入土砂対策の推進 水源涵養の推進
方針 2： 地域ぐるみの水質改善による 親しみやすい川・湖づくり	湖内における水質改善 流域対策における水質改善 水質改善に向けたソフト施策
方針 3： 景勝地河口湖を特徴づける 自然・景観にやさしい湖づくり	河口湖を特徴づける自然資源の保全・活用 魚類の生息環境の保全・創出 景勝地河口湖の保全・活用
方針 4： 湖畔資源を活用した 新たな魅力づくり	ゾーニングによる適正な湖畔利用 多様な機能を持つ湖畔特性を活かした親水空間づくり 河口湖周辺の交通ネットワークの強化
方針 5： 人や生き物にやさしい 湖面環境づくり	ルールづくりによる湖面の適性利用 環境にやさしい湖面利用の展開 湖面の有効活用
方針 6： 河口湖の環境整備を推進する しくみづくり	行政・住民の役割の明確化 住民参加のしくみづくり

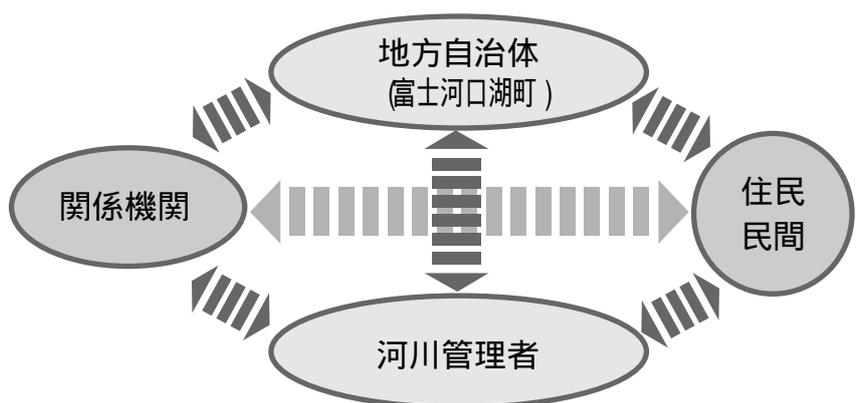
河口湖の地域別展開イメージ



湖

計画の実現に向けて

15 この計画は、今後、河口湖の環境整備を推進する指針として位置づけ、河川管理者、富士河口湖町、関係機関、住民・来訪者が連携・協調しながら検討・推進していくことが望めます。そのため、地域住民のみなさんのご協力のほど、よろしくお願い致します。



(例えば)

- ・自治会・住民・企業・NPO
- ・利用者団体、漁協、農協
- ・環境・教育・福祉団体
- ・商工会、観光協会 等

行政と住民の協力体制イメージ

お問い合わせ

この計画の詳細について、お知りになりたい方は、下記の機関まで御連絡下さい。

山梨県富士北麓・東部地域振興局 都留建設部吉田工務課

TEL: 0555 - 24 - 9051

FAX: 0555 - 24 - 9052